

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県彦根市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険および自立支援に関する施策についての事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定及び管理 ②介護保険料の算定、賦課、納付状況の管理及び還付 ③介護サービス受給のための介護認定申請の受付及び認定 ④負担限度額認定及び給付制限の実施 ⑤高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費等の介護給付の申請受付及び決定 ⑥被保険者の住所等の管理 ⑦介護保険に係る証明書の発行 ⑧公金受取口座情報の確認
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第100項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条および第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表 (情報提供の根拠) 第2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161項 (情報照会の根拠) 第131, 132, 160項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部保険年金課、福祉保健部高齢福祉推進課
②所属長の役職名	保険年金課長、高齢福祉推進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	彦根市市民環境部保険年金課、福祉保健部高齢福祉推進課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6145、0749-23-9660
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	リスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	以下を実施することで漏えい・滅失・毀損リスクに対して措置を講じています。 ・介護保険システムへのアクセス時におけるユーザIDによる識別とパスワードおよび指紋による認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険および自立支援に関する施策についての事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定及び管理 ②介護保険料の算定、賦課及び納付状況の管理 ③介護サービス受給のための介護認定申請の受付及び認定 ④負担限度額認定及び給付制限の実施 ⑤高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費等の介護給付の申請受付及び決定 ⑥被保険者の住所等の管理 ⑦介護保険に係る証明書の発行	介護保険法に基づき、介護保険および自立支援に関する施策についての事務を行っている。 この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定及び管理 ②介護保険料の算定、賦課、納付状況の管理及び還付 ③介護サービス受給のための介護認定申請の受付及び認定 ④負担限度額認定及び給付制限の実施 ⑤高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費等の介護給付の申請受付及び決定 ⑥被保険者の住所等の管理 ⑦介護保険に係る証明書の発行 ⑧公金受取口座情報の確認	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバ	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報システム	介護保険情報ファイル	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第1第68項	番号法第9条第1項、別表第1第68項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条および第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117項	番号法第19条第8号、別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117項 （別表第二における情報照会の根拠） 第93、94項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民環境部保険年金課、保険料課、福祉保健部介護福祉課	市民環境部保険年金課、福祉保健部高齢福祉推進課	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険年金課長、保険料課長、介護福祉課長	保険年金課長、高齢福祉推進課長	事前	
令和5年1月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	彦根市市民環境部保険年金課、保険料課、福祉保健部介護福祉課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6136、0749-30-6145、0749-23-9660	彦根市市民環境部保険年金課、福祉保健部高齢福祉推進課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6145、0749-23-9660	事前	
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年6月30日時点	令和5年1月4日時点	事前	
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年6月30日時点	令和5年1月4日時点	事前	
令和7年8月29日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第68の項	番号法第9条第1項および別表第100の項	事後	法改正に伴う記載変更
令和7年8月29日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二（情報提供の根拠） 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117項（情報照会の根拠） 第93、94項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（利用特定個人情報省令）第2条の表（情報提供の根拠） 第2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161項（情報照会の根拠） 第131、132、160項	事後	法改正に伴う記載変更
令和7年8月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月4日時点	令和7年8月29日時点	事後	
令和7年8月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月4日時点	令和7年8月29日時点	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目の追加による記載	事後	追記
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目の追加による記載	事後	追記